

長崎旧市街地の成立初期にみる寺院の役割

木原 涼平¹・石橋 知也²

¹正会員 扇精光コンサルタンツ株式会社 まちづくり事業部 (〒851-0134 長崎県長崎市田中町585-4)

E-mail: r.kihara@ougis.co.jp (Corresponding Author)

²正会員 長崎大学大学院准教授 工学研究科 (〒852-8521 長崎県長崎市文教町1-14)

E-mail: itomoya@nagasaki-u.ac.jp

古くから寺院は人々の生活に密接に関係し、地域集会や福祉・教育等の重要な役割を担ってきた。しかし、経営難によって寺院は減少傾向にあることが指摘されている。本研究では、そのような状況の寺院に着目し、地域における役割を再考することを試みる。ケースとして長崎旧市街地を取り上げ、近世時代の旧市街地の寺院の立地、旧市街地の教会や公園、さらに寺院が担った役割について調査した。教会の跡地に建てられた寺院が幕府の政策である禁教令を標榜する存在として扱われたこと、明治期の太政官布達第16号を受けた初の長崎県営公園の候補地を巡っては、その土地の用途や立地環境の面から寺院跡が選定されたことを明らかにした。

Key Words : Nagasaki city, temples, role, urban formation

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

古くから寺院は人々の生活に密接に関係し、地域集会や福祉・教育等の重要な役割を担ってきた。仏の教えを説く法会や寺子屋、悲田院などがその例である。それ以外にも僧行基の土木事業や富くじなどの娯楽といったものが挙げられる。しかし、現在の寺院はその頃に比べて担う役割が減少してきていると考えられる。実際に人口減少による檀家の減少や葬儀形態の変容によって寺院経営が困難となり、減少傾向にあると指摘されている¹⁾。

本研究では、そのような状況に立たされている寺院に着目し、地域における役割を再考することを試みる。ケースとして長崎旧市街地を取り上げ、その市街地の成立過程において寺院あるいはそれに付随する施設等がどのような役割を担ってきたかを明らかにすることを通じて、これからの役割を考察することを目的とする。

(2) 既往研究と本研究の位置づけ

四衢らは地方の寺院の新たな活用法について見守りサービスと移動サービスの2点からその有効性を考察した¹⁾。この研究では寺院が減少傾向にあるものの、依然として他の施設と比べて多く存在していることから、高齢化が進んでいる現在ニーズが高い見守りサービスの拠点と自動運転車のシェアリングサービスの拠点の2点に絞って検討している。

また、寺院の立地や機能についての既往研究では、江

戸を対象とした松井による研究²⁾が存在する。松井は呪術・宗教的な空間デザインに基づき建設された江戸の都市構造を、宗教施設(寺社)の分布と景観、およびその機能の検討を通して、宗教空間の視点から検討した。この研究の中で江戸庶民の信仰行動と余暇行動は、寺社への参拝というかたちで分かちがたく結びついていたことを指摘している。

さらに、松川らは松本城下町を対象として、明治初期に神仏分離令をうけた廃仏毀釈運動の都市計画的位置を考察した³⁾。この研究では、松本城下町において廃仏毀釈運動が近世の寺地が解体される契機であり寺院が学校へ転用される契機であったこと、寺院は財政が貧困していた藩にとって学校の敷地と施設の供給源として考えられていたことを指摘している。

しかしながら、市街地の成立過程における寺院の役割に焦点を当て、経緯等を分析した研究は見受けられなかった。以上より、都市形成史の研究において新規性を有するものと考えられる。

(3) 研究の進め方

本研究は次のように進める。1)近世時代の長崎旧市街地における寺院の特定及び立地について、関連する文献や地図等を基に整理する。2)一方で、長崎旧市街地における教会や公園の立地についても関連文献より整理する。3)さらに寺院の立地にかかわる地形や担ってきた役割及びそれらの関連について調査・分析する。4)上記作業を踏まえて、長崎旧市街地の成立過程と寺院の役割の関係

を分析する。以下の表-1は今回の文献調査で用いた資料の一覧である。

は役割が確認できなかったものである。なお、一部の寺院については名称等が特定できていない。

2. 調査対象とした範囲・寺院

(1) 長崎の成り立ち

文献⁴⁾によると、鎌倉時代から近世初頭の長崎は1)長崎領時代（鎌倉時代～永禄六年頃）、2)大村領時代（永禄六年～天正八年）、3)教会領時代（天正八年～天正十六年）、4)公領時代（天正十六年～）と理解できるとある。また、別の文献⁵⁾ではその正確な範囲や時期などについて分からないものの、鎌倉時代以前には神宮寺という寺院が長崎を寺領としたという記述もある。これらをまとめると、長崎は1)神宮寺寺領、2)長崎氏・大村氏による支配、3)教会領、4)公領、5)明治政府の順に支配を受けたと考えることができる。

また、かつて長崎を治めた長崎氏は現在の長崎市の桜馬場を本拠地とし、その付近に城下町が形成されていた。そして、16世紀の南蛮船の来航やそれに伴う貿易拠点、新都市の整備によって六丁町（現万才町付近）が造られ、さらに他地方からキリシタンが多く流入したことなどもあり、長崎の人口は増加していった⁶⁾。禁教令後も江戸時代という平和な時代で人口は増加し、それによって市街地は拡大し現在の市街地の形に近づいていったと推測される。

(2) 対象範囲の設定理由

前述したように、長崎旧市街地は城下町（現桜馬場）と貿易のために建設された六丁町（現万才町）がその起源とされる。文献⁸⁾に記載されている享和2（1802）年の地図には長崎旧市街地のほぼ全体が描かれている（図-1）。さらに寺院を意味する「卍」の記号を判読することが可能であり、本研究の調査において基本図として使用することとする。

また、この地図に記載されている「卍」は41か所である。これに対して、寺院の名称、創建年、標高および役割を、複数の文献・地図等によって整理した。この結果を表-2、図-2に示す。なお表内の薄灰色に塗られた寺院

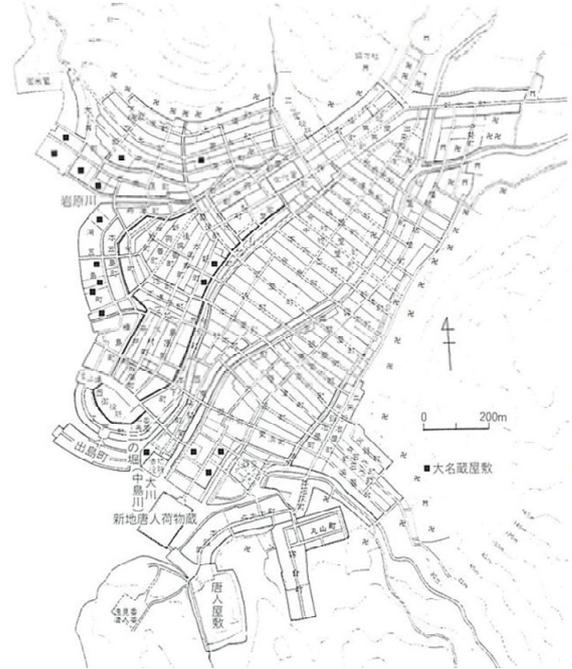


図-1 享和2（1802）年の長崎図

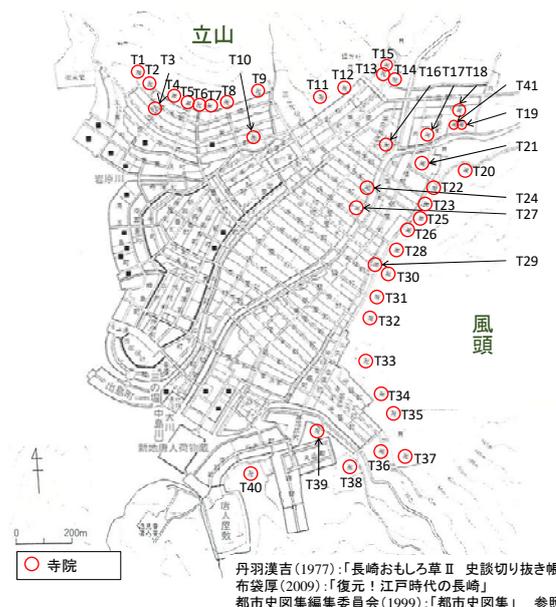


図-2 長崎旧市街地の寺院

表-1 参考文献一覧

長崎叢書 増補長崎略史上巻三	長崎おもしろ草Ⅱ 史談切り抜き帳
長崎名勝圖繪	長崎文化の構造
長崎市史 地誌編仏寺部上下	復元！江戸時代の長崎
長崎市史 地誌編神社教会部上下	都市史図集
市制百年 長崎年表	探訪長崎の教会群
長崎医学百年史	旅する長崎学(長崎県文化振興課HP)
中世長崎の基礎的研究	ナガジン！(長崎市Webマガジン)
ふるさと長崎市	

表-2 寺院の緒元と役割

記号	名称	創建年 注1)	標高[m] 注2)	文献で確認された寺院の役割、寺内に置かれた施設(創建～大正12年頃) 注1)注3)							移動歴 注1)注3)	
				防衛	避難所	福祉	医療	観光・娯楽	外交	その他		
T01	本蓮寺	1620	28.0	○						貸家	×	
T02	聖無動寺	1644	23.6		◇				◇		×	
T03	法泉寺	1621	19.2			◇					×	
T04	福濟寺	1628	31.1	○	◇	○				○	×	
T05	辨性寺	1626	31.7								×	
T06	聖鷲庵	1706	33.2								×	
T07	観善寺	1626	33.4	○							×	
T08	聖福寺	1677	37.5	○	◇	○	◇			仮裁判所	×	
T09	永昌寺	1646	26.3	○	◇						×	
T10	西勝寺	1632	12.9				●				×	
T11	安禅寺	1645	42.2								×	
T12-1	宝性院(荒神社)	1634	37.6								×	
T12-2	富林寺	1646	37.6	○		△				運動場	○	
T13	功徳院	不明	22.5								不明	
T14	大空庵	不明	21.6								×	
T15	能仁寺	1647	23.6								○	
T16	青光寺	1645	10.8						◇		×	
T17	大教院	1646	12.5								×	
T18	竜瀬寺	1631	13.1								×	
T19	臨川院	1739	15.0								不明	
T20	光源寺	1637	29.0							伏者の埋骨仲敷	○	
T21	徳苑寺	1644	13.2			○					×	
T22	釋林寺	1644	21.1	○							×	
T23	深崇寺	1615	19.8		○						×	
T24	大行寺	1658	9.1								○	
T25	三寶寺	1623	21.0	△	○						×	
T26	浄安寺	1624	18.9		○		○				×	
T27	光永寺	1614	8.9		○					長崎看護会場	△	
T28	興福寺	1624	19.0	●	◇					眼鏡橋架橋、女学校、裁判所	×	
T29	大平寺	1750	9.4								○	
T30	延命寺	1616	23.6	○							×	
T31	長照寺	1631	15.6								×	
T32	徳善寺	1608	15.9	○			○				○	
T33	大普寺	1614	22.4	○●						貸家	○	
T34	大光寺	1614	23.6	○	○				○		○	
T35	崇福寺	1629	27.5	○	◇	○	◇				×	
T36	宝輪寺	1641	14.9	◇							×	
T37	清水寺	1623	34.5	○	○				○		×	
T38	正覚寺	1604	22.6	○		○	○				○	
T39	金剛院	1640	13.6	◇							×	
T40	大徳寺	1703	25.5	○●					○	●	○	
T41	不明	不明	14.5								不明	
合計					19	13	7	5	4	3		
凡例				○	陣屋	住民	炊出し	醫務所	観光	接待		
				◇	陣屋	外国人	児支	唐人医	娯楽	宿舎		
				●	号院・樓	-	孤児	-	-	-	公館	
				△	堂樓	-	児童	-	-	-	-	

注1) 長崎書畫、長崎名勝圖繪 参照 注2) 国土地理院 参照 注3) 長崎市史 地誌編仏寺部上下、地誌編神社教部部下 参照
※薄灰色の箇所は今回の文献調査で役割が確認できなかった寺院である

以下に表-2の分類について詳述する。

- 1) T1本蓮寺について、「大村侯大村純長は日道と会談」有事の際には当寺を「陣屋に借用したき旨を談じて日道の承諾を得た」との記述があり、これを「防衛」に分類した。また、「明治十七年、当山境内旧院跡家屋を修理して、五戸の借家と為し、その所得を以て当寺修繕の資とした。」とあり、これを「その他(貸家)」に分類した。文献10)p.6, p.18
- 2) T2聖無動寺について、「明和五年長崎奉行」は火災時には「当寺を以てその一時避難所に指定する旨を申渡した」との記述があり、これを「避難所」に分類した。また、「寛政二年住持大鏡は寺内観音堂大破して修繕の途がない」ので、修繕費を得るために寺内で「歌舞伎芝居を興行」することを奉行に出願したとある。結果的には寺内以外での興行となったが、当寺が企画し利益を得ているので役割とする。分類は「観光・娯楽」とした。文献9)p.889, p.890
- 3) T3法泉寺について、「明治四十一年十月住職大塚惠暢」は「寺内に感化院」を創設したとの記述がある。感化院とは現在の児童自立支援施設のことで、不良児童の保護、教化をおこなう施設である。よってこれを「福祉」と分類した。文献9)p.159
- 4) T4福濟寺について、「延寶八庚申年」は「廻米少なりしを以てその年の暮頃から長崎に於ける細民の窮迫

は真に名状すべからざるものがあつた」。これを受けて福濟寺の僧侶「慈岳は側隠の情に堪へず、率先して翌天和元辛酉年正月十七日より寺内に於て施粥を始めた。」との記述があり、これを「福祉」に分類した。また、「享保十乙巳年土井大炊頭の請」によって「当地に事変ある際には当寺をその陣屋に充てしむることになった」とあり、これを「防衛」に分類した。さらに、「明治十二年六月廿二日長崎縣令内海忠勝」は長崎に来遊した「米国前大統領グラント夫妻一行を当寺に招待して歓迎の宴を催ふした」とあり、これを「外交」に分類した。別の文献には「天明四年七月廿四日朝」に唐館で火災が発生した為「在留唐人八百九十二人は唐四ヶ寺に分居せしむ」とあり、これを「避難所」に分類した。文献10)p.259, p.266, p.269, 文献11)p.208

- 5) T5辨性寺について、今回の文献調査では分類できるような役割が確認できなかったため、表内では不明と記載する。
- 6) T6聖鷲庵について、今回の文献調査では分類できるような役割が確認できなかったため、表内では不明と記載する。
- 7) T7観善寺について、「文化七年当寺は長崎異変の際には豊後府内城主松平紀之助の陣所に充てられることになった」との記述があり、これを「防衛」に分類した。文献9)p.403
- 8) T8聖福寺について、「廻米亦不充分なりし為」に聖福寺の僧侶鐵心が「施粥を行ふた」との記述があり、これを「福祉」に分類した。また、聖福寺の僧侶「守節は佐賀侯鍋島氏の請ひにより異変の際には当寺を同氏の陣所となすべきことを承諾」したとあり、これは「防衛」を分類した。さらに、「明治七年」に「假裁判所が寺内に設けられ」とあり、これを「その他(仮裁判所)」と分類した。別の文献では「唐人医胡兆が来る」時に「聖福寺崇福寺に出て広く患者を治療」したという記述があり、これを「医療」に分類した。また、「天明四年七月廿四日朝」に唐館で火災が発生した為「在留唐人八百九十二人は唐四ヶ寺に分居せしむ」とあり、これを「避難所」に分類した。文献10)p.519, p.528, p.535, 文献11)p.208, p.239
- 9) T9永昌寺について、「文化七年当寺内観音堂の階上に紅毛船入津遠見番所が新設」されたとの記述があり、これを「防衛」に分類した。また、「文化七年当寺」は有事の際には「出島在留阿蘭陀人の避難所に指定」されたとあり、これを「避難所」に分類した。文献9)p.651
- 10) T10西勝寺について、「明治三十四年四月」に「孤児院創設を首唱」して開創したとの記述があり、これを「福祉」に分類した。文献9)p.431

- 11) T11安禅寺について、今回の文献調査では分類できるような役割が確認できなかったため、表内では不明と記載する。
- 12) T12-1宝性院（荒神社）について、今回の文献調査では分類できるような役割が確認できなかったため、表内では不明と記載する。T12-2高林寺について、「文化六年」に高林寺僧侶「覺文は鍋島甲斐守の請ひにより」有事の際には「陣場に供することを承諾した」との記述があり、これを「防衛」に分類した。また、「現住（文献の発行年から昭和前期頃と思われる）河野武翁」は「読書趣味を鼓吹し、或は後山一円を開放して児童園となし、或は野球庭球等のコートを設けて運動を奨励」したとあり、これを「教育」、「福祉」に分類した。文献9)p.670, p.676
- 13) T13功德院について、今回の文献調査では分類できるような役割が確認できなかったため、表内では不明と記載する。
- 14) T14大悲庵について、今回の文献調査では分類できるような役割が確認できなかったため、表内では不明と記載する。
- 15) T15能仁寺について、今回の文献調査では分類できるような役割が確認できなかったため、表内では不明と記載する。
- 16) T16青光寺について、「嘉永三年九月」に「此年四月拾六日蝦夷アツゲシに漂着せし亜米利加人」を「当寺内に宿泊せしめた」との記述があり、これを「外交」に分類した。文献10)p.851
- 17) T17大教院について、今回の文献調査では分類できるような役割が確認できなかったため、表内では不明と記載する。
- 18) T18竜淵寺について、今回の文献調査では分類できるような役割が確認できなかったため、表内では不明と記載する。
- 19) T19臨川院について、今回の文献調査では分類できるような役割が確認できなかったため、表内では不明と記載する。
- 20) T20光源寺について、光源寺僧侶諦順は「市井に出入して交を侠客の間に求め」て「事ある毎に之が鎮撫の任に当たった」との記述があり、これを「その他（侠客の喧嘩仲裁）」に分類した。文献9)p.415
- 21) T21徳苑寺について、「天保十四年十月出来鍛冶屋町に大火」が起きた際に「当寺は罹災者の避難所に充てられ」たとの記述があり、これを「避難所」に分類した。文献10)p.891
- 22) T22禅林寺について、「文化五戊辰年当寺」は有事の際には「島原侯松平氏」の陣所に充てらる」との記述があり、これを「防衛」に分類した。文献10)p.663
- 23) T23深崇寺について、「文化五年十代一乗の時」に有事の際には「長崎濱手町の内船津町、恵美須町の老若の避難所に充てらる」との記述があり、これを「避難所」に分類した。文献9)p.385
- 24) T24大行寺について、今回の文献調査では分類できるような役割が確認できなかったため、表内では不明と記載する。
- 25) T25三寶寺について、「文化五年十三代祐譽の時」に「長崎奉行は異船襲来等の異変ある時」には「濱手町の内江戸町、樺島町、平戸町の老幼の避難所たるべしと指定した」との記述があり、これを「避難所」に分類した。また、「慶應三年九月四日長崎港警備のため幕府から派遣された撤歩隊兵士二百余名」は「当寺に止宿することになった」とあり、これを「防衛」に分類した。文献9)p.174, p.175
- 26) T26浄安寺について、「文化五年其の筋より」有事の際には「濱手町の内東西両築町、老幼の一時避難所に充つべきことを訓示した」との記述があり、これを「避難所」に分類した。また、「明治十年四月十六日より同年十月四日まで」の期間境内の施設の多くが「西南戦争に参加せる傷病者の臨時病舎として使用せられた」とあり、これを「医療」に分類した。文献9)p.194, p.195
- 27) T27光永寺について、「文化五年英船狼藉の経験」により「長崎奉行は予め異変の際に於ける避難場を指定」し、「当寺は浦五島町及び本五島町の老人小児等の立退所」に指定されたとの記述があり、これを「避難所」に分類する。また、「明治十二年正月十一日地方議会開催」するとき、「適當の議場を有せざりし為め」に「地方議会の議場に使用せられた」とあり、これを「その他（長崎県議会場）」に分類した。文献9)p.358, p.359
- 28) T28興福寺について、「寛永十一年如定は酒屋町と西古川町との間に「眼鏡橋を架設した」との記述があり、これを「その他（眼鏡橋架橋）」に分類した。また、「文化十四年自今外船入津の際」には「境内永福庵の域内にて一貫目筒貳挺釣瓶打にて合図をなすべし」とあり、これを「防衛」に分類した。さらに、「明治八年六月上等裁判所」が新設されるにあたり「当寺の方丈及び書院を以て一時之に充てた」とあり、これを「その他（裁判所）」に分類した。続いて、「明治三十四年」に「長崎女子学院を当寺境内永福庵跡に設けた」とあり、これを「その他（女学校）」に分類した。別の文献では、「天明四年七月廿四日朝」に唐館で火災が発生した為「在留唐人八百九十二人は唐四ヶ寺に分居せしむ」とあり、これを「避難所」に分類した。文献10)p.152, p.179, p.180, p.183, 文献11)p.208
- 29) T29大平寺について、今回の文献調査では分類できるような役割が確認できなかったため、表内では不明と記載する。

載する。

- 30) T30延命寺について、「享保九年」に延命寺僧侶「晃雄は豊後竹田の城主中川氏の請により」有事の際には「当寺境内を同侯兵卒の宿陣地となすことを約諾した」との記述があり、これを「防衛」に分類した。文献9)p.757
- 31) T31長照寺について、今回の文献調査では分類できるような役割が確認できなかったため、表内では不明と記載する。
- 32) T32皓臺寺について、「正保四年葡船入津」した際に「九州の諸侯長崎に集りて海陸の警備に従事したが、その際上使松平隠岐守は当寺を其の宿舍と為した」との記述があり、これを「防衛」に分類した。また、「明治十年西南戦役に参加したる傷病者の当地病院に収容せらるるもの甚だ多く」、病院のみでは収容できなかったので「当地諸寺院の大部分は假病舎に充てらるる」こととなり、当寺も「亦假病院に指定された」との記述があり、これを「医療」に分類した。文献9)p.498, p.535
- 33) T33大音寺について、「延寶三年十二月廿六日寺地内北平借家人戸田幸右衛門方より出火」して付近に延焼したため「復た寺内に借家を建てなかつた」との記述があり、これを「その他(借家)」に分類した。また、「文化二年大村上総介の宿陣地に指定された」とあり、これを「防衛」に分類した。文献9)p.91, p.94
- 34) T34大光寺について、「文化五年十一月当寺は」有事の際に「市中濱手町の内本籠町、船大工町、西濱町及び銅座跡に住居する人民の避難所に指定せられた」との記述があり、これを「避難所」に分類した。また、「当寺の庭前には数株の桜樹ありて花時には頗る美観を極めた」ので唐人等も「見物に出掛くるを例とした」とあり、これを「観光・娯楽」に分類した。別の文献では、「外国船渡来の際報告の順序を定む」として「大音寺、大徳寺梵鐘を連撞す」とあり、これを「防衛」に分類した。文献9)p.321, p.323, 文献11)p.252
- 35) T35崇福寺について、「延寶三年諸国米穀登らず廻米不充分なりしたため、当地細民の窮迫はいよいよ甚しくなるばかり」だったので、崇福寺僧侶「千駄は同年五月中旬頃から施粥をはじめた」との記述があり、これを「福祉」に分類した。また、「寛政四年五月当寺監寺鳳山は小笠原右近将監の請ひにより異変ある際には当山を同氏の陣所に充つることを承諾」とあり、これを「防衛」に分類した。さらに、「文化五戊辰年十月当寺は異船襲来の際には在館唐人の避難所たるべき」とあり、これを「避難所」に分類した。別の文献では「唐人医胡兆が来る」時に「聖福寺崇福寺に出て広く患者を治療」したという記述があり、これを「医療」に分類した。文献10)p.376, p.386, p.387, 文献11)p.239
- 36) T36宝輪寺について、「長崎奉行所に陣貝三つ備へ付けてあった」うち一つを「当寺に預りて」、長崎奉行市内巡見の度毎にこの法螺貝を差出すのを例として居た」との記述があり、これを「防衛」に分類した。文献9)p.872
- 37) T37清水寺について、「元禄八年九月の頃久留米藩主有馬氏は当寺に請ふて異変の際には当寺を以てその出陣宿衛地と為す」との記述があり、これを「防衛」に分類した。また、「明治七年四月溝口退蔵及び溝口喜十郎」が土地を当寺に寄付したので、「此处を非常の際の避難所と定めた」とあり、これを「避難所」に分類した。さらに、境内には「廿余株の白桜樹」があり「邑人春遊の処」としたとあり、これを「観光・娯楽」に分類した。文献9)p.822, p.828, p.867
- 38) T38正覚寺について、「享保十七年米穀不作にして飢ゆるものが多かつた」ので「当寺で施粥があつた」との記述があり、これを「福祉」に分類した。また、「文化四年立花家から異変の際当寺を同家の陣屋として借用したしとの申込があつたので之を承諾した」とあり、これを「防衛」に分類した。さらに、「明治十年西南の役起るや、当寺は警視病院に指定」されて「多くの傷病者を収容した」とあり、これを「医療」に分類した。文献9)p.283, p.287, p.291
- 39) T39金剛院について、「当時長崎奉行所に陣貝三箇のうち一箇が「当院の常預りとなつた」との記述があり、これを「防衛」に分類した。文献10)p.839
- 40) T40大徳寺について、「文化三年当寺は非常事変の際に於ける松平薩摩守の陣屋と定められた」との記述があり、これを「防衛」に分類した。また、「当寺は維新前後に或は名士の寄寓所となり、或は外国特使の官庁となつた」とあり、これを「外交」に分類した。また別の文献では、大徳寺が「寺格が高いのと其の地が崎陽の勝地」であり「寺僧は境内の一隅に茶坊を設けて昼間丈酒餅を売らしめ」とあり、これを「観光・娯楽」に分類した。文献10)p.871, p.876, 文献12)p.136
- 41) T41については、今回の文献調査では寺院が特定できなかったため、表内では不明と記載する。

(3) 寺院の立地の分類

文献⁵¹⁾を基に、対象区域内の寺院立地の経緯を次の4つに分類した。

まず、1)伝説や霊体験の場である。例としてT37清水寺が該当し、文献には「慶順其霊地なる事を知りて草を除き土を平らかにして假りに堂宇を建てて」との記述がある¹³⁾。

次に、2)有力者より提供・交換された土地である。例としてT25三寶寺が該当し、文献には僧侶転讐が「浄土の法門を勧むるに里民頗る心服す。此事鎮令長谷川氏の

御聞に達し寺地を賜はり一字の梵刹を造立す」との記述がある¹⁴⁾。

さらに、3)廃寺跡の再興・新設である。例としてT11安禅寺が該当し、文献には「舊尼寺ありて安禅寺と呼べり或は云く尼寺は慶長五年に朽め尋で廃」したが、「正保年中僧玄澄小菴を結んでここに棲む」との記述がある¹⁵⁾。

最後に、4)教会跡地の新設である。例としてT1本蓮寺が該当し、文献には「此地はもと船津村の内にして元龜天正の頃より切支丹の邪徒横行して其法を弘めんがために建設けたる三壽菴といへる大寺ありし處なり」との記述がある¹⁶⁾。

3. 寺院の立地とその役割についての考察

ここでは、長崎旧市街地の成立過程と寺院の役割について考察する。まず寺院の立地とその役割に、次に前章で述べた寺院立地の分類⁴⁾より教会跡地に、最後に長崎市における最古の公園に、それぞれ着目しながら進める。

(1) 寺院の立地と役割

表-2より、旧市街地北部の立山の中腹にあたる標高20～40mに連続して寺院が分布していること、同東部の風頭の中腹にあたる標高20～30mに連続して寺院が分布していることが把握された。いずれも旧市街地の外縁部の高所から市街地を見下ろすように寺院が立地している(図-3)。その一方で、松井によると幕府は元和元(1615)年に寺院法度を出して以降、繰り返し寺院起立の制限にかかわる法度を出しており、それに伴い寺院が移転しているとし、その理由として(1)寺院境内が市街地拡大を阻害する要因となっていたこと、(2)武家諸法度の制定・改正に伴う参勤交代制度の確立により武家屋敷地の需要が急増したこと、(3)明暦の大火以降の都市計画において、防災の観点から寺院を都市中心部から遠ざけたことが指摘されるとしている¹⁷⁾。(2)は江戸特有



図-3 T1 本蓮寺境内から長崎港を望む^{註1)}

の理由と考えられるが、(1)(3)については都市整備や防災の観点の為、どの都市においても同様であったことが推察される。長崎では元和元(1615)年以降に多くの寺院が創建されたために最初から旧市街地の外縁部に立地した、あるいは移転はしたが最終的には外縁部に立地したものが多かったという事が推察される。

次に、文献で確認できた寺院が担った役割を整理すると、「異船来襲などの異変」が起こった際に都市の「防衛」を目的として活用された寺院が多く見られた。図-4は正保四(1674)年に長崎港にポルトガル船が入港した時の図である¹⁸⁾。長崎旧市街地の箇所は上端に位置するため、詳細な描写はないものの非常時の長崎港の様子を伺える。「防衛」に分類した19件のうち、非常時に大名陣屋となる機能を有する寺院は15件にのぼり、それらが標高15～38mの比較的高い土地に立地することも把握された。これには長崎旧市街地外縁部に位置する寺院が、その敷地の広さや標高の高さから防衛拠点として適していたということが推察される。大名陣屋の他にも遠見番所が設置された寺院もあり、これは標高が高いうえに眺望も良かったことが推察される。また、火災や異船来襲などの際の「避難所」として活用された寺院は13件のうち光永寺(図-2の中T27)を除く12件が標高13m～38mに立地しており、こちらも市街地より比較的高い位置にあることが把握された。「防衛」と「避難所」の両方活用された寺院もあることから、これらの役割を担うための条件は類似していたことが推察される。

さらに、役割の分類にはならなかったものの、境内か

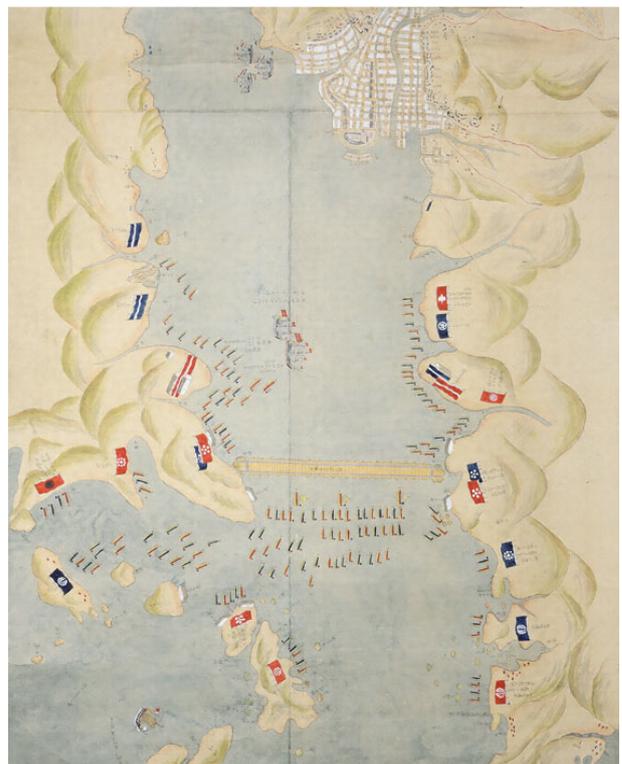


図-4 葡萄牙船入港ニ付長崎警備図(文献18)

らの眺望が良いとの記述がある寺院が複数みられた。この特徴は「防衛」や「観光・娯楽」などにも通じるものがあり、今回の調査で「不明」とした寺院の中にもこれらの役割を担っていた寺院が複数存在することも考えられる。

(2) 寺院と教会跡

文献調査によって得られた教会跡の所在地や破壊年、役割等を表-3に示す。なお表内の薄灰色に塗られた教会跡は文献で役割が確認できなかったものである。禁教令によって破壊されるまで長崎旧市街地には11か所の教会が存在し、キリスト教徒も多かった(図-5)。しかし、それらの教会は慶長19(1614)年に全国に布告された禁教令によって多くが破壊され、元和5(1619)年には残されていた教会付属の福祉施設や病院も破壊された。破壊された教会等の建築資材は仏教僧に与えられ、中にはその跡地が寺地とされたものもある(図-5中のT1, T33)。

また、表-2と比較すると禁教令が布告された慶長19(1614)年以降に創建された寺院は39か所で寺院の創建年と禁教令の間には一定の関連を見出すことができる。江戸時代の寺院が宗教統制という幕藩体制の一翼を担っていたことは松井も指摘¹⁹⁾しており、人口も多くキリスト教が盛んであった長崎ではより一層宗教統制としての寺院が必要であったと推察できる。また、前述した教会跡に創建された寺院はどちらも庶民のキリスト教からの改宗に功績があった僧侶によって創建されたものである。特にT33大音寺を創建した僧侶は長崎旧市街地の寺院再興の初期に長崎奉行の命令によって布教をおこなった五人の僧の一人でもある²⁰⁾。このことから、教会跡が寺院を建てることのできる敷地を有していたという事だけでなく、キリスト教の象徴的な存在である教会の跡地に庶民改宗に功績のあった僧侶の寺院を創建することで、幕府の政策である禁教令を標榜する存在として寺院を扱ったことが推察できる。

以下表-3の分類について詳述する。

1) C1サン・ジョアン・パウチスタ教会とサン・ラザロ病院

表-3 教会跡の緒元と役割

記号	教会跡	所在地 注1)	創建年 注2)	破壊年 注2)	役割 注2)				破壊後 注2)	標高[m] 注9)
					医療	福祉	教育	その他		
C1	サン・ジョアン・パウチスタ教会とサン・ラザロ病院跡	筑後町2-10	1591	1614	○				T1	26.0
C2	山のサンタ・マリア教会跡	立山1-1	1594	1614					立山役所	23.5
C3	サント・ドミンゴ教会跡	湯山町30-1	1609	1614				○注4)	代官屋敷	15.6
C4	サン・フランシスコ教会跡	桜町6	1611	1614		○			桜町牢屋	7.6
C5	サン・ペドロ教会跡	金屋町1	不明	1614					不明	4.3
C6	サン・アントニオ教会	魚の町4	不明	1614					不明	8.6
C7	ミゼリコルディア本部と教会跡	万才町8	1583	1619	○	○			T33 注6)	13.1
C8	サン・チャゴ教会跡	栄町3	1603	1614	○	○	○	○注5)	不明	5.2
C9	サン・アウグスティン教会跡	方屋町6-5	1612	1619		○			不明	3.7
C10	岬の教会(サン・パウロ教会)跡	江戸町2-13	不明	1614				○注5)	西役所	12.3
C11	トードス・オス・サントス教会跡	夫婦川町11-1	1569	1614					注7)	42.0

注1)所在地は全て長崎市
 注2)長崎県書. 復元!江戸時代の長崎. 新長崎年表. 旅する長崎学. 長崎市史. 地誌編仏寺部上下. 探訪長崎の教会群参照
 注3)「1614年に11か所の教会を破壊した」と1619年にC7とC9を破壊した」との記述が存在する
 注4)集会所・博奕 注5)印刷事業 注6)後に移転 注7)対象区域外の専徳寺となる 注8)国土地理院参照
 ※薄灰色の箇所は今回の文献調査で役割が確認できなかった教会跡である

- 跡について、「1591年頃、ポルトガル船のロケ・デ・メロ船長の寄付により、サン・ラザロ病院が建てられ」との記述があり、これを「医療」に分類した。文献21)p.43
- 2) C2山のサンタ・マリア教会跡について、今回の文献調査では分類できるような役割が確認できなかったため、表内では不明と記載する。
 - 3) C3サント・ドミンゴ教会跡について、「「鳥ノハ屋敷」は上町筑後町に跨り諸人の集会所にして博奕を特許する所なり」との記述があり、所在地からC3と判断してこれを「その他(博奕・集会所)」に分類する。文献11)p.14
 - 4) C4サン・フランシスコ教会跡について、「「今クルス」は桜町囚獄の地に在りて米を施與」したとの記述があり、所在地からC4と判断してこれを「福祉」に分類する。文献11)p.14
 - 5) C5サン・ペドロ教会跡について、今回の文献調査では分類できるような役割が確認できなかったため、表内では不明と記載する。
 - 6) C6サン・アントニオ教会跡について、今回の文献調査では分類できるような役割が確認できなかったため、表内では不明と記載する。
 - 7) C7ミゼリコルディア本部と教会跡について、「イエズス会の1583年度年報には「慈悲院が建てられ、ここで寡婦や孤児、その他貧者のために寄付を集め、重い皮膚病のための病院を建てた」とされている」との記述があり、これを「医療」、「福祉」に分類する。文献21)p.39
 - 8) C8サン・チャゴ教会跡について、「1603年には小さなサン・チャゴ病院を設置」との記述があり、これを「医療」に分類した。また、「神父はコレジオ院長を引退後、病院で印刷事業を行い、横に小学校も設置した」とあり、

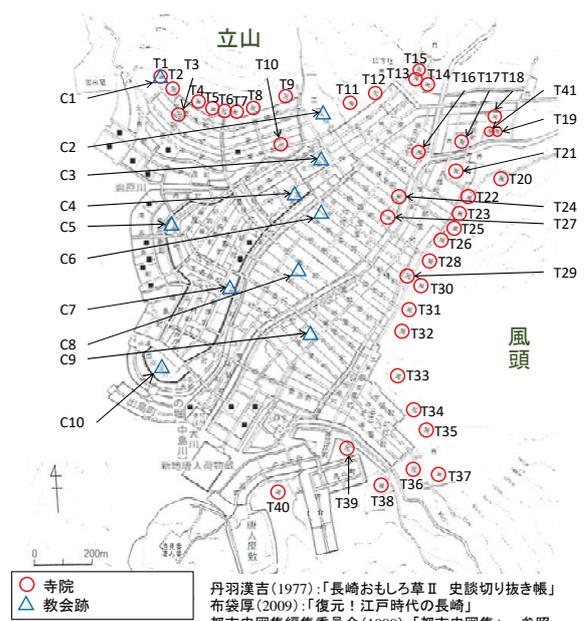


図-5 長崎旧市街地の寺院と教会跡

丹羽漢吉(1977):「長崎おもしろ章Ⅱ 史談切り抜き帳」
 布袋厚(2009):「復元!江戸時代の長崎」
 都市史図集編集委員会(1999):「都市史図集」 参照

これを「その他（印刷事業）」、「教育」に分類した。別の文献では、「本クルス」は酒屋町に在りて貧民に貨物を施興したとあり、所在地からC8と判断してこれを「福祉」に分類した。文献21p.40, 文献11p.14

- 9) C9サン・アウグスティン教会跡について、「銭屋」は本古川町に在りて銭を施興するのを掌る」との記述があり、所在地からC9と判断してこれを「福祉」に分類した。文献11p.14
- 10) C10岬の教会（サン・パウロ教会）跡について、「敷地内には司教館やコレジオも建ち、印刷所や絵画教室などもありました」との記述があり、これを「その他（印刷事業）」に分類した。文献22)
- 11) C11トードス・オス・サントス教会跡について、今回の文献調査では分類できるような役割が確認できなかったため、表内では不明と記載する。

(3) 寺院跡地の公園利用

寺院跡地に公園が設置されたものの位置を図-6に、公園になるまでの流れを図-7に示す。

明治6（1873）年、太政官布達第16号の公布によって、府県は公園にふさわしい土地を選定することになる。長崎県当局は第一候補として大徳寺跡（図-8）を考えていたが、明治元（1868）年に戦没者の墳墓地となっていたため、第二候補の安禅寺跡が県営公園第一号となる（図-6中のT11）²⁹。この公園は現在の長崎公園である（図-9）。一方、大徳寺跡（図-6中のT40）は招魂社や長崎病院などが建てられる。明治34（1901）年に山里村（現坂本町）に長崎病院が移転した後、大正5（1916）年にその跡地を橋本商会の貴族院議員でもある橋本辰二郎が払い受け、公園化し橋本大徳園として市に寄贈した。



図-6 長崎旧市街地の寺院と寺院跡に造られた公園

昭和初期に民間の所有となり、第二次世界大戦中に荒廃して昭和30（1955）年頃に分割売却されて現在に至っている。なお現在敷地の一部は大徳寺公園となっている²⁹。

上記布達では、公園選定の二つの必要条件が指摘されている²⁹。一つは公園用の土地は官有地であること、二つは群集遊観の場所であることである。

一つ目に関しては、版籍奉還や寺社領地の上地令によって長崎市内には多くの官有地があったと考えられる。また、大徳寺は朱印地、安禅寺は朱印地に準ずる扱いを受けていた。朱印地とは「近世期、豊臣氏や徳川歴代將軍の朱印状によって領有が保証された土地であり朱印地を持つことが寺社の一つの格式を示す」ものとされている。このことから、どちらの寺院も寺格が高く寺地も広がったことが推察される。さらに、前記布達公布時にはどちらも廃寺になっていたことから条件を満足しやすかったと考えられる。

二つ目に関しては、一般的な寺社の特徴として、お伊勢参りや善光寺参りなどに代表されるように娯楽や観光の対象であったことは歴史的に明らかである。長崎においても同様で、大徳寺は崎陽の勝地で素晴らしさのあまり旅人は帰るのを忘れるほどであったとされる²⁹。また、文久元（1861）年に大徳寺の近くに小島養生所と医学所が設立されるのだが、設立者であるオランダ海軍軍医ポンペは幕府宛の建設の建白書内で病室に相応しい土地として、「開豁な地に在るべき」で「例えば小さな丘陵は最良の場所で、通風のよくない狭隘な市街地に建てるべきではない」、「病院は郊外にあるのが最も理想的であるが、市内より余り遠隔ではいけない」と述べている²⁹。つまり、小島養生所が建てられたこの土地一帯はポンペが要望した立地条件を満たしていたことが推察され、近くにあった大徳寺も同様の立地であったことも推察される。その一方で、安禅寺については「長崎の円き港の青き水ナポリを見たる目にも美し」という歌がある。これは与謝野寛が九州旅行の際に詠んだ歌で、諏訪山で詠ん

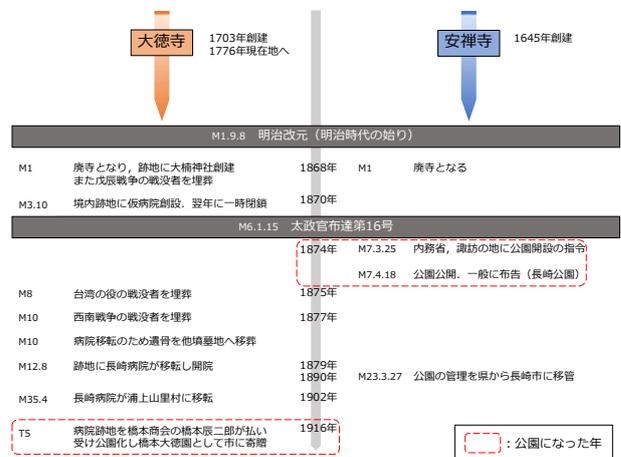


図-7 寺院跡が公園になるまでの経緯

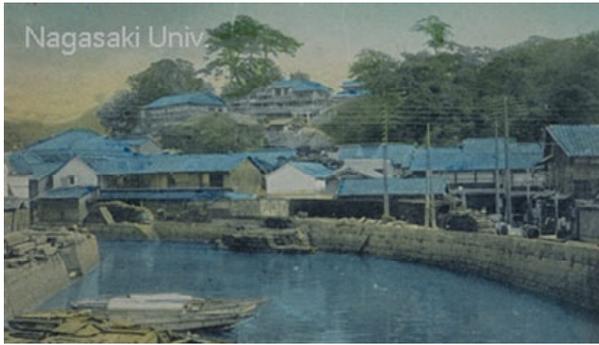


図-8 大徳寺遠望^{注1}



図-9 長崎公園^{注1}

だと推測されている²⁸⁾。安禅寺もその近くに位置していたことから、同様に絶景であったことが推察される。つまり、両寺院とも廃寺となる前から公園の性質を持っていたということが推察される。

4. 結論

(1) 本研究の成果

本研究の成果は以下の4点である。1つ目に、享和2(1802)年の長崎市街地図に記載された寺院の名称と立地の特定および標高を把握した。2つ目に、文献調査より「防衛」「避難所」等の寺院の役割を明らかにした。3つ目に、キリスト教の象徴的な存在である教会の跡地に建てられた寺院が幕府の政策である禁教令を標榜する存在として扱われたことを指摘した。4つ目に、明治期の太政官布達第16号を受けた初の長崎県営公園の候補地を巡っては、その土地の用途や立地環境の面から寺院跡が選定されたことを指摘した。このように本研究では長崎旧市街地が成立していく初期の過程における寺院および付随する施設の役割を明らかにした。

最後に、6世紀に日本に仏教が伝来して以降、その宗教活動のなかで多くの役割を担っていったことは冒頭で述べたとおりである。しかし、長崎ではキリスト教の伝

来やその後の教会領となった影響で人々の生活と仏教の繋がりが途切れてしまった。江戸時代となり徳川幕府によって禁教令が公布されると長崎には多くの寺院が創建され、様々な役割を担った。ここで人々の生活と寺院が再び結ばれた。明治維新によって明治時代が始まると、防衛や福祉、医療などを専門とする組織や施設が整備されて寺院が担っていた役割は徐々に少なくなり現在に至るのである。つまり、本研究は日本における寺院が担ってきた役割の「成熟期」と「衰退期の始まり」の縮図を、仮説的に提示したと考えられるのではないかと。また、「立地」や「公園」との関係は寺院に関する既存知見と同様に明らかとなったことに加えて、長崎の特徴として「教会」との関わりにも言及できたことも本研究の成果といえよう。

(2) 今後の課題

本研究では、時代の変化によって経営が困難となり減少傾向にある寺院に着目し、地域における役割を再考するという大きな目標の初歩として、長崎旧市街地の成立過程において寺院あるいはそれに付随する施設等がどのような役割を担ってきたかを明らかにした。

今回の調査と考察は、長崎旧市街地の始まりから明治、大正時代までの寺院の立地や役割等についておこなった。そのため、今後は本調査結果を踏まえた長崎市街地における寺院の役割についての検討を行う必要がある。また、今回調査をおこなったのは旧長崎市街地である。貿易港であったことや教会領となったことなど、他の城下町とは町の成り立ちが異なり極めて特徴的な市街地である。今後は、他都市の調査結果と比較し考察する必要もある。

参考文献・注

- 1) 四衢深・小林隆史・石井儀光・大澤義明：地方において寺院は見守り・移動サービス拠点となりうるか、日本都市計画学会、都市計画論文集、Vol.54, No.3, pp.1483~1489, 2019
- 2) 松井圭介：寺社分布と機能からみた江戸の宗教空間、東京地学協会、地学雑誌、38巻、第4号pp.451-471, 2014
- 3) 松川智一・土本俊和：松本城下町における寺院の転用計画 廃仏毀釈の都市計画的な位置、日本建築学会、日本建築学会計画系論文集、No.495, pp.215-222, 1997
- 4) 外山幹夫：中世長崎の基礎的研究、思文閣出版、p.321, 2011
- 5) 長崎史談會：長崎名勝圖繪 長崎史談會編、長崎史談會、p.424, 1931
- 6) 前掲3)：p.308, p.309, p.321
- 7) 布袋厚：復元！江戸時代の長崎、長崎文献社、p.140, 2009
- 8) 都市史図集編集委員会：都市史図集、彰国社、p.17, 1999
- 9) 長崎市：長崎市史 地誌編仏寺部上 清文堂出版、1938
- 10) 長崎市：長崎市史 地誌編仏寺部下 清文堂出版、1938

- 11) 金井俊之：長崎叢書 増補長崎略史上巻三，長崎市，1926 p201, 1977
- 12) 長崎市：長崎市史 地誌編神社教会部下，長崎市役所，1938 24) 越中哲也・下川達彌：ふるさと長崎市，郷土出版社，p179, 2008
- 13) 前掲5)：p151
- 14) 前掲5)：p59
- 15) 前掲5)：p466
- 16) 前掲5)：p298
- 17) 前掲2)：p459
- 18) 文化遺産オンライン：正保四年長崎警備の図，
<https://bunkaniac.jp/index.php> (2021年1月31日確認)
- 19) 前掲2)：p456, p457
- 20) 前掲5)：p166
- 21) 脇田安大：探訪長崎の教会群，長崎の教会群情報センター，
pp39-44, 2018
- 22) 旅する長崎学：ながさき歴史散歩 第10回 鐘の音が鳴り響く教会ストリート，<http://abinagajp/> (2021年1月31日確認)
- 23) 丹羽漢吉：長崎おもしろ草II 史談切り抜き帳，長崎文献社，
- 25) 高橋理喜男：太政官公園の成立とその実態，日本造園学会造園雑誌，第38巻，第4号，
pp2-8, 1974
- 26) 前掲12)p.136
- 27) 長崎大学医学部：長崎医学百年史，長崎大学医学部，p66, p70, p71, 1961
- 28) ナガジン！：「あの人が愛した長崎」，
<http://www.city.nagasaki.jp/magazine/index.html> (2021年1月31日確認)
- 注1 図-3, 図-8, 図-9長崎大学電子化コレクションより転載

(2021. 4. 19受付)

The Role of Temples in the Early Establishment of Old Nagasaki City

Ryohei KIHARA and Tomoya ISHIBASHI

Temples have been closely connected to people's lives since ancient times, and have played an important role in community gatherings, welfare, and education. However, it has been pointed out that the number of temples is decreasing due to financial difficulties. In this study, we focus on temples in such a situation and try to reconsider their role in the region. Taking the old Nagasaki city as a case study, we investigated the location of temples in the old Nagasaki city in modern times and the role played by churches, parks and temples in the old Nagasaki city. We have shown That temples built on the site of churches were treated as advocates of the Christian prohibition and the ruins of a temple was selected for the first Nagasaki Prefectural Park in response to the Grand Council of State Proclamation No. 16 of the Meiji period, based on the use of the land and its location.